

議案第50号

西脇市いじめ問題等対策委員会条例の制定について

西脇市いじめ問題等対策委員会条例を次のように定める。

平成29年8月31日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

西脇市いじめ問題等対策委員会を設置し、同機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

西脇市いじめ問題等対策委員会条例

(設置)

第1条 本市が設置する学校におけるいじめ等による重大な事態に係る事実関係を明確にし、当該重大な事態への対処及び当該重大な事態と同種の事態の発生の防止を図るため、西脇市いじめ問題等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市が設置する学校における重大な事態について教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、法律、医療、心理、福祉、教育に関し、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の公平性、中立性)

第5条 委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみに誠実に向き合うものとし、公平かつ中立に調査を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会が会

議の公開を相当と認めるときは、これを公開することができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて事情を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。この場合において、事情を聴取しようとする者が未成年であるときは、その者及び保護者の同意を得るとともに、事情の聴取に当たっては、これらの者の心情に十分配慮するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育担当部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育支援委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
-----------	----	-------	---------------

を

」

「

教育支援委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
いじめ問題等対策委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。